

短時間労働者の社会保険適用について

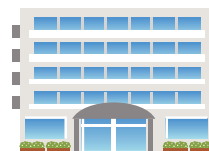
～令和8年10月より賃金要件が撤廃予定です～

今般、すべての都道府県で令和7年度地域別最低賃金が時給1,016円を超えたことにより、週20時間以上働く方が社会保険の加入対象となるため、令和7年年金制度改正法に基づき、令和8年10月より賃金要件の撤廃が予定されています。また、短時間で働く方が社会保険の加入対象となる企業の範囲が今後段階的に拡大されます。

適用対象の範囲

企業の規模

企業の規模 (従業員数)	短時間で働く従業員が 社会保険の加入となる時期
51人以上	適用済 ☒
36～50人	令和9年10月～
21～35人	令和11年10月～
11～20人	令和14年10月～
10人以下	令和17年10月～



適用対象になる前でも
労使合意に基づき任意
で適用可能です。

従業員数の数え方

○法人の場合は、法人番号が同一の全事業所の従業員数が常時、基準*以上かどうかで判断します。

○個人事業所の場合は、個々の事業所ごとの従業員数が常時、基準*以上かどうかで判断します。

*令和8年4月現在：51人以上

POINT ① 従業員数の数え方

従業員数は、その事業所の「現在の厚生年金保険の加入対象者」です。

$$= \text{フルタイムの従業員数} + \text{週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数}$$

POINT ② 「常時」の考え方

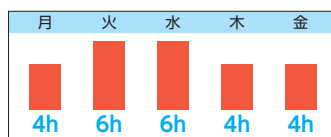


1年のうち6週間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる場合を指します。

対象になる従業員の要件

加入対象者は以下の要件を満たすパート・アルバイトなどの従業員です。

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。



週の所定労働時間が
20時間以上

※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。



学生ではない

※2 一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

所定内賃金が月額8.8万円以上

※3 最低賃金以上で週20時間以上働く方はこの要件も満たすことになるため、収入を意識する必要はありません。

※4 このほか、フルタイムの従業員と同じく2カ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

撤廃予定

◆詳細はこちらをご参照ください →

適用拡大特設サイト(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



問合せ

組合本部適用課 TEL 03-3663-1361(代)
城南支部適用係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部適用係 TEL 03-3342-8821(代)
城北支部適用係 TEL 03-3980-1501(代)